

(別紙2)

訪問系サービス提供実施チーム設置規程

(目的)

第1条 奄美大島において介護サービス利用者が新型コロナウイルス感染症に感染（濃厚接触及びその恐れがある場合を含む。以下同じ。）した場合には、訪問系サービス（訪問介護サービス及び訪問看護サービスをいう。以下同じ。）の提供が滞らないように、奄美大島地域介護サービス提供継続支援チーム（以下「支援チーム」という。）が訪問介護員又は訪問看護師を派遣するための体制（訪問系サービス提供実施チーム（以下「実施チーム」という。）を整備することを目的とする。

(登録メンバー)

第2条 実施チームのメンバーは、訪問介護サービス事業所又は訪問看護サービス事業所の従業者であって、本人が登録を希望し、かつ、在籍する事業所の管理者が登録を認めた者とする。

(派遣メンバー)

第3条 感染した介護サービス利用者宅に派遣するメンバーは、前条の登録メンバーの中から支援チームの代表が決定する。

(活動内容)

第4条 感染した介護サービス利用者宅を訪問し、ケアプランに定められた介護サービスを提供する。

(給与)

第5条 派遣メンバーの派遣に係る給与手当は在籍する事業所が支給する。

(危険手当)

第6条 登録メンバーが勤務する事業所は、登録メンバーが派遣された場合にいわゆる「危険手当」を支給できるように支給規程等を整備する（別添「危険手当支給規程（案）」参照）。

(報酬請求)

第7条 第4条における介護報酬又は障害福祉報酬（以下「報酬」という。）については、在籍する事業所が通常の報酬と同様に国民健康保険団体連合会に請求する。なお、請求にあたっては、担当介護支援専門員と調整する。

(損害賠償)

第8条 本活動につき、派遣メンバーが故意又は過失により利用者又は第三者に損害を与えた場合は、在籍する事業所が賠償責任を負うものとする。

(守秘義務)

第9条 メンバーは、本活動を行なう上で知り得た個人情報等の秘密を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、活動に関わらなくなった後も同様とする。

(情報の公開)

第10条 実施チームの活動内容は一切公開しない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、実施チームの活動に関し必要な事項は、支援チームで相談して定める。

(別添)

危険手当等支給規程(案)

訪問介護〇〇〇〇

当事業所の介護サービス利用者が新型コロナウイルス感染症の①感染者又は②濃厚接触者(以下「感染者等」という。)と確認された場合並びに③感染者等と接触した可能性がある当事業所が認めた場合(以下「接触者」という。)、当該利用者に対して介護サービスを提供した訪問介護員及びサービス提供責任者に対し、次のとおり手当を支給する。

1 危険手当

感染者等又は接触者である利用者に対して介護サービスを提供した場合、サービス提供時間に関係なく、1回あたり●千円を「危険手当」として支給する。なお、同一日に同じ利用者に対して複数回サービスを提供した場合についても1回ごとに●千円を支給する。

2 特殊休暇手当

感染者等又は接触者に介護サービスを提供した後、事業所から感染拡大防止の目的で一定期間の自宅待機を命じられた場合、1日あたり●千円を「特殊休暇手当」として支給する。

3 特殊宿泊手当

感染者等又は接触者に介護サービスを提供している期間又は上記2の対象となる自宅待機期間中に、万が一の家族等への感染を回避するために自宅以外の宿泊施設に宿泊する場合、その宿泊費用(宿泊に係る経費だけで食費等は除く。)を「特殊宿泊手当」として支給する。なお、手当額は1泊あたり●千円(税込み)を上限とする。

この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。